○厚生労働省告示第二百五十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の一部の施行及び雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第五十九号）の施行に伴い、雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準及びキャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準及びキャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示

（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部改正）

第一条　雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準（平成二十六年厚生労働省告示第二百三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者は、次のいずれにも該当するものであることとする。 一～四　（略） 五　教育訓練給付金等の支給に係る制度に係る事務等を適正に実施するものであること。 2　雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練の内容等は、次のいずれにも該当するものであることとする。 一～七　（略） 八　教育訓練に関する事項の公開に関し、次のいずれにも該当するものであること。 イ　次に掲げる全ての事項が適切に公開されるものであること。 (1)・(2)　（略） (3)　教育訓練給付金等の支給に係る制度の適正な利用に必要となる事項 (4)・(5)　（略） ロ　（略） 九　当該教育訓練の販売、募集、勧誘の活動等（以下「販売活動等」という。）に関し、次のいずれにも該当するものであること。 イ・ロ　（略）	1　雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者は、次のいずれにも該当するものであることとする。 一～四　（略） 五　教育訓練給付制度に係る事務等を適正に実施するものであること。 2　雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練の内容等は、次のいずれにも該当するものであることとする。 一～七　（略） 八　教育訓練に関する事項の公開に関し、次のいずれにも該当するものであること。 イ　次に掲げる全ての事項が適切に公開されるものであること。 (1)・(2)　（略） (3)　教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項 (4)・(5)　（略） ロ　（略） 九　当該教育訓練の販売、募集、勧誘の活動等（以下「販売活動等」という。）に関し、次のいずれにも該当するものであること。 イ・ロ　（略）
ハ　販売代理店等について、次に掲げる全ての措置が講じられるものであること。 (1)・(2)　（略） (3)　販売代理店等に対する教育訓練給付金等の支給に係る制度の周知 (4)～(6)　（略） ニ　当該教育訓練に係る販売活動等が、次のいずれにも該当するものでないこと。 (1)　（略） (2)　その他教育訓練給付金等の支給に係る制度の趣旨等に照らし不適正と認められるものであること。 十　（略）	ハ　販売代理店等について、次に掲げる全ての措置が講じられるものであること。 (1)・(2)　（略） (3)　販売代理店等に対する教育訓練給付制度の周知 (4)～(6)　（略） ニ　当該教育訓練に係る販売活動等が、次のいずれにも該当するものでないこと。 (1)　（略） (2)　その他教育訓練給付制度の趣旨等に照らし不適正と認められるものであること。 十　（略）

第二条　キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるもの（平成二十六年厚生労働省告示第三百八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
雇用保険法施行規則第百一条の二の十二第一項第一号の規定に基づき、キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一・二　（略）	雇用保険法施行規則第百一条の二の十一の二第一項第一号の規定に基づき、キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一・二　（略）

附　則

この告示は、令和七年十月一日から適用する。

○農林水産省告示第千四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市石那田町字仲内前五四九の一（次の図に示す部分に限る。）、五五五、五五六の一、五五七、五五八、二二四一から二二四三まで、字地極沢二二二三から二二二七まで、二二二九、二三一三、字四十曲り二二一四、二二一七から二二二〇まで、字鸛久保二二三三、二二九八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字仲内前五五六の一・五五七・二二四二・二二四三・字地極沢二二二三・字四十曲り二二一七・二二一九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）